**（参考資料）**

**群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例（素案）の各規定に係る群馬県の考え**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 条例案 | 逐条解説イメージ | 備考 |
| （前文）  　インターネットの普及は、私たちの社会に大きな恩恵をもたらしている。人類史上、最大の発明の１つとも言われるこのツールを通じて、人々は世界のどこにいても、容易にコミュニケーションを図ることができるようになった。加えて、インターネットは、誰もが、あらゆる場所で世界と繋がり、様々な情報を瞬時に入手することも可能にした。そのことで、１人１人が発信者になれる時代を到来させた。今や、世界中のあらゆるイノベーションは、インターネットの存在抜きには考えられないと言っても過言ではない。  　しかしながら、社会全体のゲームチェンジャーとなったインターネットにも光と闇がある。例えば、匿名性や不特定多数性等、その特性に由来する誤った情報や嫌がらせによる風評被害、悪口等を言いふらし他人の名誉や感情を傷つける中傷、プライバシー侵害などが安易に行われ、いじめの温床となるなどの問題が世界各地で深刻化している。  　インターネットでいったん世界中に発信された情報を消去することは困難である。そのため、インターネットが無かった時代には想像もつかなかった被害が続発している。被害者は、特にインターネット上の誹謗中傷又はプライバシー侵害により心理的、身体的にも大きな負担を強いられている。さらには、発信者自身が、意図せず加害者となるような事態も頻発している。  県民の誰もが被害者にも加害者にもなり得るという認識のもと、私たちは、被害者に寄り添い、被害者の視点に立った支援を行うことが不可欠だと考えている。同時に、県民が被害者にも加害者にもならない  ために、正しくインターネットを活用する知識と能力を身につけることも極めて重要である。今こそ、私たちは、表現の自由に配慮しつつ、県民をインターネットの負の側面から守るための必要な対策を講じていく必要がある。  ここに、インターネット上で発信された情報により傷つけられた被害者への支援に関する基本的施策を明らかにし、展開することにより、県民が被害者にも加害者にもなることなく、自由かつ活発に情報を収集し、発信することができる社会、すなわち、誰もがインターネットの恩恵を享受できる、安全で安心な社会を実現することを目指し、この条例を制定する。 | インターネットの特性について、恩恵と危険性に触れ、県民が  被害者にも加害者にもなることなく、自由に情報を収集し、発  信でき、安全で安心な社会を実現することを目指すことを述べ  る。  ・誹謗中傷とは、悪口等を言いふらして他人の名誉を損なう行い　のことであるが、後述する定義では、プライバシー権、肖像権、　平穏生活権等を損なう行為も含めるものとする。  ・ゲームチェンジャーとは、物事の状況や流れを大きく一変させ　る人や企業、出来事などを指す。  ・インターネット上の誹謗中傷の被害は、心理的、身体的に大きな負担となる。  ・インターネット上の誹謗中傷は場合によって、刑法犯（脅迫罪、　名誉毀損罪、侮辱罪）に該当する。  ・条文上では、「行為者」とし、「加害者」という語は避けてい　るが、上記にあるように、刑法犯に該当する場合もあるため、　ここでは「加害者」を用いる。  ・表現の自由に配慮しつつ、被害者支援とインターネットリテラ　シー向上施策を講じる。  ・県民は、県内に住所を有する者、通勤・通学する者、県内で活　動する個人、団体等とする。  ・自由かつ活発にインターネットを利用できる、安全で安心な社会を実現することを目指す。 |  |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （目的）  第１条　この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の被害者の支援等に関して、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。  （定義）  第２条　この条例において「誹謗中傷等」とは、インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害等当該者の権利を侵害する情報（以下この項において「侵害情報」という。）、侵害情報に該当する可能性のある情報又は侵害情報には該当しないが当該者に著しい心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報を発信することをいう。  ２　この条例において「被害者」とは、誹謗中傷等により平穏な日常生活又は経済活動等を害された者をいう。 | 条例の目的は、県の責務と県民の役割、施策の基本事項を定め、推進すること。  誹謗中傷等の定義：インターネット上で著しい心理的、身体的  若しくは経済的な負担を強いる情報を発信すること。  ・誹謗中傷、プライバシー侵害、侮辱行為、肖像権、平穏生活権、氏名権等を損なう行為      被害者の定義：インターネット上の情報により、平穏な日常生  活又は経済活動等を害された者  ・権利を侵害する情報は民法の不法行為を成立させる情報であ  　り、侵害情報により著しい負担を強いられた者が狭義の被害者。 | 民法  第709条  故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。 |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ３　この条例において「行為者」とは、被害者を発生　させた者をいう。    ４　この条例において「インターネットリテラシー」　とは、インターネットの利便性、危険性及び基本的　なマナーを理解して、正しく情報を取捨選択し、適　正な情報を発信し、及びインターネット上のトラブ　ルを回避してインターネットを正しく活用する能力をいう。 | ・本条例では、不法行為が成立する被害者に限定しないこととする。相談支援は、心情に寄り添い、まずは受け止める必要がある。自然人のみならず、無形の損害を被る法人も対象とする。  ・侵害情報の可能性のある情報とは、裁判で権利侵害が確定していないが権利侵害となる蓋然性が高い情報、又は情報の外形的要件からは権利侵害が成立するが、発信者側の違法性阻却事由（民法720条）により権利侵害が成立しない情報。  ・侵害情報には該当しないが当該者に著しい負担を強いる情報　　とは、権利侵害を成立させるには至らないが情報の内容や量　　（件数）から、当該者に心理的負担を与える情報。  行為者の定義：インターネット上で発信した情報により被害者  を発生させた者  ・被害者を発生させるのは、侵害情報に限らないため、加害者　　という表記は避ける。    インターネットリテラシーの定義：正しく情報を取捨選択し、  適正な情報を発信することと、インターネット上でのトラブ  ルを回避して正しく利用する能力  ・危険性とは、違法な情報、有害な情報、誤った情報があること、一度発信された情報を消去することは困難であること。 | 第720条  他人の不法行為に対し、自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない。ただし、被害者から不法行為をした者に対する損害賠償の請求を妨げない。 |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （県の責務）  第３条　県は、被害者を支援するための施策及び行為　者を発生させないための施策を策定し、及び実施す　る責務を有する。  （県民の役割）  第４条　県民は、被害者が置かれている状況及び被害　者の支援の必要性についての理解を深めるととも　に、自らが行為者となることがないよう、インターネットリテラシーの向上に努めるものとする。  （連携協力）  第５条　県は、第３条の施策を円滑に策定し、及び実　施するため、国、市町村、日本司法支援センター（総　合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、被害者の援助を行う民間団体その他の関係機関と連携を図らなければならない。 | 違法な情報を発信した場合、民法の損害賠償請求や刑法（脅迫罪、名誉毀損罪、侮辱罪）に該当する可能性がある。  ・基本的なマナーとは、節度や思いやり、礼儀など日常のモラルに基づいたインターネットの正しい使い方を意味する。  例えば、他人を無断で撮影した画像の掲載はマナー違反となる。  　＊肖像権侵害（損害賠償請求の対象）にもなりうる。  ・正しく情報を取捨選択とは、情報の真偽等について適切に判断し、安易に情報を鵜呑みにしないことを意味する。  県の責務は、被害者支援と行為者を発生させないための施策と  する。  県民の役割は、被害者への支援の必要性への理解と、インター  ネットリテラシー向上とする。  市町村、事業者等の責務は規定せず、県に市町村等との連携協  力を義務づける。  ・その他の関係機関は、インターネット違法・有害情報相談センター、人権擁護機関、プロバイダ事業者団体等  ・その他の関係する者は、小中高等学校、青少年育成推進員、　NPOぐんま子どもセーフネット活動委員会等 |  |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （基本的施策）  第６条　県は、インターネット上で情報を発信する者　の表現の自由に配慮しつつ、次に掲げる施策に取り　組むものとする。  　(1) 被害者の心理的負担の軽減を含めた相談体制の整備  (2) 県民の年齢、立場等に応じたインターネットリ　　　テラシーの向上に資する施策  　(3) 前２号に掲げるもののほか、被害者を支援する　　　ための施策及び行為者を発生させないための施　　　策  （相談体制）  第７条　県は、被害者の不安、被害者に生じた不利益　等を解消し、及び被害者が抱える心理的負担を軽減　するため、相談体制を整備するものとし、次に掲げ　る事項を行うものとする。  (1) 相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言  　(2) 専門的知識を有する者の紹介  　(3) 前２号に掲げるもののほか、被害者の相談対応　　　として必要な事項  ２　県は、前項の相談体制の整備に当たっては、相談　をする者が安心して話しやすく、相談しやすい環境　づくりに努めるものとする。  ３　県は、第１項の相談のほか、インターネット上で　発信した情報に関して不安を抱える者の相談を受けるものとする。 | 基本的施策は、被害者の相談体制と、広く県民に対するインタ  ーネットリテラシー向上とする。  ・インターネット上での表現の自由に配慮しながら施策を進め　　る。  ・被害者の心理的ケアを含めることを明言。  ・年齢の区分（幼児、児童生徒、成人等）  相談体制は、①不利益の解消、②心理的負担の軽減に対応す  る。  具体的な取組として、①必要な情報・助言、②専門家の紹介  等を記載する。  相談内容として  一　必要な情報の提供  例：情報の削除及び発信者情報の開示について、   1. ～③の場合ごとの手続きを情報提供 2. サイト(コンテンツプロバイダー)管理者等へのウエブフォームなどからの依頼 3. プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイド   ラインに則った請求   1. 裁判による仮処分　等   　一　必要な助言  　例：誹謗中傷の書き込み等の証拠等保存（画面・データ）  二　専門的知識を有する者  警察、弁護士、法テラス等、  医療機関、臨床心理士、心の健康センター　等  　＊裁判等の直接的支援ではなく、専門的知識を有する者を紹介  ・相談にあたっては、心理面で配慮を行う。  ・自ら行為者になっているのではないかという不安を抱える県民　への相談も含める。 |  |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （インターネットリテラシーの向上）  第８条　県は、県民の年齢、立場等に応じたインター　ネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、研修　会、講演会等の開催のほか、教材等の制作、情報提　供等必要な施策を講ずるものとする。  ２　県は、青少年に対する前項の施策を講じるに当た　っては、学校教育と連携して取り組むとともに、就　学前からの学びについて保護者の理解を得ながら取り組むよう努めるものとする。 | インターネットリテラシー向上は、立場に応じて学ぶ機会を提  供する。具体的な取組として研修会、講演会、教材等の制作、  情報提供等を記載する。  学校教育と連携するほか、インターネット利用者年齢の低下傾  向が見られる中、保護者の理解を得るための施策も行う。  ・学校教育と連携させる意味  青少年がインターネットに関する啓発や学習を受けた経験は９割近くあり、その機会の多くは学校となっている。  （令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査より）  　また、学習指導要領で、情報モラルを含む情報活用能力を、「学　習の基盤となる資質・能力」と位置付けている。  ・就学前から  上記実態調査によると、２歳児のインターネットの平均利用時間は平日１日あたり１時間強となっており、就学前からインターネットリテラシーが必要と考えられる。  （具体的施策のイメージ）  ・全般  　　ＨＰ、動画、講演会  ・幼児向け  　　（保護者啓発）  　　防犯教室とセットでスマホのルール説明等  ・児童生徒のリテラシー向上  　　教育での取組、警察や民間ボランティア活動活用  ・成人のリテラシー向上  　　生涯学習、公民館活動、企業での従業員研修  ・保護者のリテラシー向上  　　PTA研修会、健康診断時に情報提供  ＊保護者に期待する役割　ペアレンタルコントロール | 情報活用能力を構成する資質・能力：  ①知識・技能  ②思考力・判断力・表現力等  ③学びに向かう力・人間性等 |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （県民の理解の増進）  第９条　県は、誹謗中傷等の問題に関する県民の理解　を深めるため、広報その他の啓発活動を行うものと　する。  （財政上の措置）  第10条　県は、この条例に規定する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。 | 県民に対し、インターネット上の誹謗中傷等の問題について、  理解を促す。 |  |
|